

令和6年度藤岡市子ども・子育て会議の開催にあたって

1 本会議の開催にあたって

現在、藤岡市では、下記の法令を根拠とする第2期藤岡市子ども・子育て支援事業計画を令和2年3月に策定し、子ども・子育てにかかる施策を推進しております。

子ども・子育て支援法

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

本会議において、

- ・第2期藤岡市子ども・子育て支援事業計画における令和5年度実績の報告
 - ・第2期計画の期間満了に伴う第3期藤岡市子ども・子育て支援事業計画の策定
- 以上、2点を主な目的とし、会議を開催させていただきます。

2 資料の構成

- 第2期藤岡市子ども・子育て支援事業計画における令和5年度実績の報告
資料②令和5年度藤岡市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況一覧
- 第3期藤岡市子ども・子育て支援事業計画の策定
資料③第3期藤岡市子ども・子育て支援事業計画の素案

以下、素案を補足する目的の資料

- 資料④第3期計画の概要及び量の見込みの算出について
- 資料⑤量の見込みの具体的算出方法について